

（紹介手数料の返還）

第4条 採用者（中途または新卒を問わない。）が自己都合または自己の責めに帰すべき事由により乙を退社し、または解雇された場合は、甲は乙に対して、次の各号に従い第3条に定めた人材紹介料に消費税を加算した額を返還する。

（1）入社後30日以内 当該採用者に対する人材紹介料の80%

（2）入社後90日以内 同 50%

2 甲は乙に対して、前項の返還金を乙が甲に採用者の退職または解雇を通知した日の属する月の翌月末日（金融機関の休業日に該当する場合は、直前の営業日）までに乙の指定する金融機関口座への振込みにより支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。